

## 介護保険における福祉用具サービス

提供される福祉用具はお客様の状態の変化に対応できるようレンタルが基本となっています。ただし、再利用にふさわしくないもの(トイレなど)や使用によってもとの形態品質が変化するもの(消耗品)は購入対象になっています。その内容は以下の通りです。

### 福祉用具レンタルについて

**福祉用具貸与** (給付限度額の範囲で利用できます。指定事業者からのレンタルでないと対象となりません。)

#### 1 車いす

自走用・介助用・  
電動車いす



要介護2～5

#### 2 車いす付属品

クッション・  
電動補助装置・  
テーブル・  
ブレーキ



要介護2～5

#### 3 特殊寝台

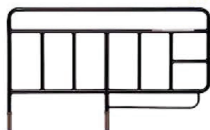
背上げか高さ  
調節のできる  
もの



要介護2～5

#### 4 特殊寝台付属品

マットレス・サイド  
レール・テーブルなど



要介護2～5

#### 5 床ずれ防止用具

エアマットレス・  
ウレタン等の体圧  
分散マットレス



要介護2～5

#### 6 体位変換器

体の下に挿入し  
動力によって体  
位を変換するこ  
とのできるもの



要介護2～5

#### 7 手すり

工事を伴わ  
ないもの



要支援・要介護1

要介護2～5

#### 8 スロープ

工事を伴わ  
ないもの



要支援・要介護1

要介護2～5

#### 9 歩行器

歩行の支えとして  
フレームが左右・  
前にあるもの



要支援・要介護1

要介護2～5

#### 10 歩行補助杖

松葉杖・多点杖・  
口フストランドクラッチ



要支援・要介護1

要介護2～5

#### 11 認知症老人 徘徊感知機器

ある地点を通過し  
たときや離床時に  
通報する装置



要介護2～5

#### 12 移動用リフト

つり上げ等により  
移動を補助するもの



要介護2～5

#### 13 自動排泄処理装置

尿・便などを自動  
吸引するもの  
(尿のみを吸引するもの) (便も吸引するもの)



要支援・要介護1

要介護2～5

要介護4～5

#### ★軽度者例外給付について

要支援・要介護1でも医師などが必要と認めた場合利用可能です。